

窒素発生装置から発生する高濃度ガスの排出場所に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編

改正事項

窒素発生装置から発生する高濃度ガスの排出場所に関する事項

改正理由

窒素発生装置を使用する方式のイナータガス装置においては、その生成過程において、高濃度酸素が排出されると共に、高濃度窒素については、その使用に先立ち、窒素レシーバに蓄えられる。

IACS 統一規則 F20 においては、当該装置の構造及び設置等に関する要件が定められており、高濃度酸素及び窒素レシーバの保護装置から排出される高濃度窒素は暴露甲板上の安全な場所に排出しなければならない旨規定されている。

しかしながら、排出場所については具体的に明記されていないため、IACS は、現状のプラクティス等を考慮し、これらの排出場所を明確にした統一規則 F20 (Rev.6) を 2012 年 5 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 F20 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

窒素発生装置から排出される高濃度酸素及び窒素レシーバの保護装置から排出される高濃度窒素の排出場所を明確にするよう改めた。